

類型1) スポーツ団体が組織内犯罪を行っている場合 ～不正経 理等

<事例>

中央競技団体である公益社団法人 A は、5 年にわたって、毎年、選手強化資金として、国からの 1 億円の補助金を受けていましたが、会計検査院の検査で、経理担当の理事 B が、架空の領収書を用いて経費を水増し計上することにより、毎年 2000 万円の利益を不正に得ていた事実が明らかになりました。このような事実について、選手強化担当の理事 C や専務理事 D はうすうす感づいていましたが、法人の資金繰りが厳しい状況であったことから、特に問題提起することはありませんでした。他の理事や監事はこのことを把握できていませんでした。

当該スポーツ団体として、このような不祥事に対してどのように対応すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体自身に関わる組織内犯罪が生じた場合、捜査機関、裁判所による刑事手続に応じた対応を採らなければなりません。また、スポーツ団体としては、犯罪に直接関わらない周辺事情も含めた事実関係及び原因の調査のほか、関与した役職員の処分、流出した金銭の回収等の対応を採る必要があります。

その上で、再発を防止するために、法令遵守に対するスポーツ団体の役職員の意識改革等の対応が組織として必要です。また、何より社外からの問い合わせへの対応を含めた広報対応が非常に重要です。

なお、上記の事例では、以下の法的責任が発生する可能性があることに留意する必要があります。

(1) 刑事責任

B には、詐欺罪(刑法 246 条、10 年以下の懲役)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)29 条違反(5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又

はこれを併科)が成立する可能性があります。また、B が自己若しくは第三者の利益を図るために補助金を騙し取っていたのであれば、B には、特別背任罪(一般法人法 334 条、7 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれを併科)が成立する可能性があります。

スポーツ団体である公益社団法人 A にも補助金適正化法 32 条 1 項により罰金刑が科せられる可能性があります。

C 及び D も、詐欺罪や補助金適正化法違反、若しくは A の犯罪の幫助犯が成立する可能性があります。

(2) 国に対する返還義務、損害賠償義務

国は、B の詐欺行為によって騙し取られた補助金について、民法の規定(第 415 条、第 709 条)により、A に対し、返還を求めることができます。

また、A は、補助金適正化法に基づき、各省各庁の長から返還を求められる場合があります。この場合、A は、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければなりません。

B 理事は、国に対し、損害賠償責任を負うこととなります(一般法人法 117 条)。

(3) A の B、C、D その他の理事及び監事に対する損害賠償請求

A は、国からの返還請求に応じた場合、その返還額について、B、C、D に対し損害賠償請求をすることができます。

また、A は、B、C、D 以外の理事、監事についても、B の詐欺行為を見過ごしたことについて、同人らに善良なる管理者の注意義務違反が認められれば、損害賠償責任を問うことができます。

(4) 社員代表請求

公益社団法人の役員が善良な管理者の注意義務に違反して、その法人に損害を与えた場合、構成員である社員はその役員に対して社員代表訴訟(会社における株主代表訴訟のようなものです)を提起することができます(一般法人法 278 条以下)が、本件でも A の社員は、B、C、D 等に対し、社員代表訴訟を提起することができます。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 捜査機関、裁判所による刑事手続への協力、専門家との連携

不正経理等の組織内犯罪が明らかになった場合、捜査機関、裁判所による刑事手続がスタートしますので、スポーツ団体としては、まず、この刑事手続に協力することが求められます。最終的な刑事責任の内容が、スポーツ団体としてのその後の処分や再発防止策の検討につながりますので、捜査機関、裁判所との連携を強めましょう。

また、組織内犯罪が明らかになった場合は、専門家である弁護士等とも連携して対応策を検討することが肝要です。特に、刑事手続がどのように進むのか、関係者が逮捕・勾留された場合はいつまで身柄の拘束が続くのか、最終的にはどのような処分になることが見込まれるのか、他の関係者やスポーツ団体自身が刑事責任を問われる可能性があるのか等の情報については、捜査機関や裁判所から教えてもらえない場合もあります。このような点については、専門家と連携しつつ、想定できる事態をシミュレーションして事前に対策を考えましょう。組織内犯罪への対応は、初動と、状況に応じた迅速な判断および対応が不可欠です。

組織内犯罪の当事者には、既に弁護士等が付いている場合も多くあります。場合によっては、逮捕されている当事者が犯罪行為を否定している場合もあります。このような場合も、逮捕されている本人に直接面会に行ったり、本人の弁護士に連絡を取ったりするなどして、本人の言い分や状況をできる限り早期に把握するようにしましょう。

(2) 有識者による十分な事実関係の調査・原因究明

組織内犯罪が発生した場合、その犯罪行為そのものだけでなく、周辺事情においても不適切な行為が行われていることが多々あります。このような不適切な行為が発生した場合には、まず、事実関係を把握し、原因を究明して、判明した事実関係及び原因に基づいた適切な対応が必要となります。

事務局レベルでの問題であれば、スポーツ団体内部での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、この事例のようにスポーツ団体内部の理事による組織内犯罪の場合、スポーツ団体から独立した外部の有識者(弁護士、公認会計士、税理士等)や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要があるでしょう。なぜなら、組織的な関与があり、理事等との上下関係、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

また、事例のような、一般法人又は公益法人で、理事会決議なく、理事自身が経営するスポーツ大会運営会社のみ業務を委託することは、自己取引として、一般法人法上無効とさ

れますので、きちんと定款や法律上求められる手続を遵守する必要があります。

(3) 調査結果を基にした適切な処分

刑事手続の結果やスポーツ団体の内部調査によって判明した事実関係及び原因に即して、必要かつ適正な処分を行いましょ。なお、調査結果の一部について、犯罪行為をしたとされる当事者が否定している一方で、刑事手続が進んでいる場合は、刑事手続の結果を待ってから処分内容を決定することも考えられます。このようにすることで、前提となっている事実等に齟齬が生じたこと等に起因する事後的な紛争を避けることができる場合があります。

① 組織内犯罪その他の不適切行為に関与した役職員の処分

組織内犯罪により有罪判決を受けた役職員は、罪の重さにもよりますが、組織の金銭に関わる犯罪であったような場合は、原則として解任、解雇せざるを得ないでしょう。

また、組織内犯罪には該当しないが、それに付随して生じた不適切行為のようなスポーツ団体の役職員としての重大な責務に違反するような行為をした役職員に対しては、やはり解任、解雇という処分を検討する必要があります。この点、まず前提として、上記処分を適切に行うため、組織内の規程に当該処分の根拠規定を設ける必要があります。このような規定がない場合、まずは規程を整備しましょう。

また、スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞くため、弁明の機会を与える必要があります。

その上で、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることとなります。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、2014年7月に、「公認スポーツ指導者処分基準」³を定め、その別表には、類型ごとに処分基準を定めており、非常に参考になります。

そして、スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明・通知する必要があります。

当事者がスポーツ団体の処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

³ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

前述した処分の根拠規定だけでなく、上記のような処分に係る手続きや処分基準についても、組織内の規程に明記しましょう。

② 流出した金銭の回収

スポーツ団体の資産は当該スポーツ団体運営のみに使用することを目的としています。組織内犯罪により流出したスポーツ団体の資産がある場合、当該スポーツ団体から組織内犯罪に関与した役職員に対して損害賠償請求を行うこと等により、流出したスポーツ団体の資産を回収しなければなりません。

(4) 再発防止策の実施 ～コンプライアンス規程や体制の整備

組織内犯罪が発生し、その事実関係及び原因が判明した後は、今後同じような組織内犯罪を起さないように対策を講じる必要があります。

① コンプライアンス規程の整備

コンプライアンスを強化するための規程としては、定款その他の規程(例えば、コンプライアンス規程⁴や倫理規程⁵)等で、スポーツ団体の理事、事務局員のコンプライアンスを定めることや、コンプライアンスを宣言すること等が重要です。コンプライアンスを強化していることは、単に法令違反をしていないという不作為だけでなく、コンプライアンスのために、スポーツ団体としてどのような具体的な施策をとっているのかを対外的に明らかにすることが重要だからです。

② コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス体制としては、これを専門とする委員会等を立ち上げ、コンプライアンスの責任者や担当者を明確にすることが重要です。

⁴ 日本スケート連盟(<http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>)、日本バレーボール協会(<https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/compliance.pdf>)では、コンプライアンス規定を定めています。

⁵ 全日本アーチェリー連盟(<https://www.archery.or.jp/ajaf/rinri-kitei.pdf>)、全日本軟式野球連盟(<http://jsbb.or.jp/wp-content/uploads/d25fc39de043c2f0f44fd27bc40fc4c1.pdf>)、全日本空手道連盟(http://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf/document/inner_rule/moral.pdf)、日本馬術連盟(https://www.equitation-japan.com/outline/pdf/kaiin_rinri.pdf)、日本ゴルフ協会(http://www.jga.or.jp/jga/html/about_jga/image/yaku_syokuin_rinri.pdf)、日本トリアスロン連合(<http://www.jtu.or.jp/jtu/pdf/rinrikitei.pdf>)等、倫理規程を定めているスポーツ団体は多くあります。

また、特に金銭のやりとりが生じる取引周りについては、上記のようなコンプライアンスの担当者によって、①取引の決済基準や社内のガイドラインを作成した上で、②チェックのフローを設けるべきです。具体的には、①前述したような自己取引については理事会決議を必要とする、●●円以上の取引については役員の決裁が必要とする、などの取引ガイドラインを作成した上で、②各取引の取引時に、当該ガイドライン遵守の有無を、コンプライアンス担当者がチェックすることなどが考えられます。この場合、もし全取引のチェックを行うためのコストが捻出できないような場合は、ランダムに抜き打ちのチェックをするだけでも効果があります。

なお、当然のことながら金銭の収支の流れが分かるように、会計に関する帳簿を作成し、収入や支出が分かる書類は保管しておくとともに、会計処理に際しては、税理士や公認会計士等の外部の専門家に協力を依頼すべきです。

③ コンプライアンス教育の実施

また、このようなコンプライアンス責任者、担当者を中心として、特にコンプライアンス強化に関する、役職員その他構成員のための研修会を実施するなどの法令遵守体制の整備をすることが必要です。特に役員は、役員が名誉職ではなく、スポーツ団体から業務執行を委任されている法的責任者であり、その行為に法的責任が伴うことを、具体的に留意すべき行為類型を挙げて、しっかりと認識してもらうようにしましょう。

④ スポーツ振興事業助成金を受ける 団体の心得、会計処理の手引

スポーツ団体については、既に多くのスポーツ団体で国庫補助金や助成金の不正利用、不適切利用が頻発しているところ、これを受けて、日本スポーツ振興センター（JSC）では、「スポーツ振興事業助成金を受ける 団体の心得」⁶や「会計処理の手引」⁷を設けています

スポーツ団体は、この取組を徹底することを求められているため、当該心得や手引きを通じて、国庫補助金や助成金等の適正使用を目指さなければなりません。

(5) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、まず社会に対して、組織内犯罪によって社会一般に対して迷惑をかけたことを謝罪するのが良いでしょう。その上で、組織内犯罪の原因の調査経過、事実関係及び

⁶ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/H30boshu/h30kokoroe.pdf>

⁷ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/H30boshu/H30kaikei_tebiki.pdf

究明された原因、スポーツ団体として採った対応、再発防止策等について説明し、スポーツ団体としての信頼回復に努める必要があります。特にスポーツ団体については、団体の行為が、当該団体のスポーツ全体の信頼にも影響してくることから、より適切な対応が求められます。

この際に、特に注意しなければならないことは、一方的な広報を前提に、スポーツ団体自身が広報したい意見のみを準備することでは足りないということです。会見を開くような形での広報はもちろん質疑応答が行われますし、ウェブサイト上のリリース等であったとしても、記者や一般の方からの問い合わせなどが、スポーツ団体に対してなされます。このような場合に備えて、広報の内容やスポーツ団体自身の言い分が、社会からどう受け止められるのかということ、十分に想像して質問に対する回答まで作成する必要があります。広報に対する社会からの指摘事項を十分に想定できていない対応は、いわゆる炎上を引き起こすなど、更に信頼を落としてしまうことに繋がり得るため、この点は注意が必要です。

また、前述したように、関係者が逮捕されている場合などは、専門家と連携を取るなどして、できる限り早期に、警察から疑われている犯罪行為の内容や逮捕されている本人の言い分を正確に把握する必要があります。この正確な事実把握が遅れると、「状況については分からない。」などの対応になってしまい、適切な広報対応はできません。場合によっては、警察からの情報提供等により記者の方が事実関係の詳細を知っている状況になってしまうこともあり、より社会からの信用が低下する場合があります。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 別紙6 モデル処分基準⁸⁾)

Ⅱ スポーツ団体役員の不祥事

1. 不正経理

【標準例】

スポーツ団体の経理担当役員が、国から受けていた補助金について、架空の領収書を用いたり、委託先業者と通謀するなどして経費を水増し請求することで不正な利益を得た。

- (1) 不正経理に関し、上位の者からの指示に従っていたにすぎない場合には、減俸又は降格とする。
- (2) 不正経理に主体的に関与し、他の目的(自己の利益を図った場合を除く。)に流用した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 不正経理に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正経理の期間が長期である場合、調査に対して非協力的又は事実の隠蔽を図った場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、流用した金員を返還した場合等

⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

【参考文献】

- ・日本スポーツ仲裁機構「ガバナンスガイドブック」⁹
- ・日本スポーツ振興センター「スポーツ振興助成金を受ける団体の心得」¹⁰

⁹ <http://www.jsaa.jp/guide/governance/governance.pdf>

¹⁰ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/H28boshu/h28kokoroe.pdf>

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹¹
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹²
- ・ 109 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築 ③内部通報制度、相談制度の構築」¹³
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁴

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 48 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」¹⁵
- ・ 76 ページ 「2 NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン (3) 会議体の手続の適正」¹⁶
- ・ 110 ページ 「4 NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン (1) 適正処理、公正な会計原則の実施」¹⁷
- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」¹⁸
- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン (2) 不祥事発生時の対応」¹⁹

¹¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf

¹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_05.pdf

¹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_07.pdf

¹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

¹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf